

成年後見制度だけで人権は守られるか！

地域住民による地域住民のための権利擁護事業シンポジウム

日 時：2011年3月5日（土） 13：30～16：30（13：00より受付開始）

場 所：川崎市国際交流センター 1F レセプションルーム

〒211-0033 川崎市中原区木月祇園町2番2号 Tel 044-455-1109

参加費：500円（川崎市に於ける成年後見制度アンケート集計分析報告書等の資料代）

定 員：150名

プログラム

挨拶と報告：明石 洋子(NPO法人 かわさき障がい者権利擁護センター 副理事長) 13:30～

第1部：基調講演:大屋滋氏「親亡き後も地域で生きるために」 13:40～

（一般社団法人東総権利擁護センター理事長・千葉県自閉症協会会長・旭中央病院脳神経外科部長）

第2部：当事者アピール「自分らしく生きる」(当事者数名) 14:40～

第3部：シンポジウム「親亡き後も地域で暮らす～地域での見守り支援者づくり～ 15:15～

シンポジスト: 専門家(大石 剛一郎弁護士)、親(並木 隆氏)、きょうだい(田部井 恒雄氏)

行政: 左近 志保氏（川崎市健康福祉局障害計画課・課長）、地域の人:(依頼中)

コーディネーター: 赤塚 光子氏(川崎市自立支援協議会会長・サポート研会長)

■ 主 催 「地域住民による地域住民のための権利擁護事業」実行委員会

■ 共 催 NPO法人 かわさき障がい者権利擁護センター

■ 協 力 財団法人 川崎市心身障害者地域福祉協会、川崎市自閉症協会、川崎市重症心身障害児(者)を守る会、

川崎市肢体不自由児(者)父母の会連合会、

川崎市精神障害者家族会(NPO 法人あやめ会)

JR南武線「武蔵小杉駅」下車徒歩 20分～25分

川崎市国際交流センター

東急東横線・東急目黒線「元住吉駅」下車徒歩 10分～12分

駐車場 80台 [施設利用者無料]

申し込み: FAX 044-366-7254 へ

問い合わせ・郵送先は: 〒210-0848 川崎市川崎区京町 1-16-25

WAM権利擁護事業担当 明石洋子 TEL 044-328-7363



平成 23 年 3 月 5 日(土)「地域住民による地域住民のための権利擁護事業」参加申込書

団体名	
お名前	(団体申込みの場合は代表者名)
参加人数	人
ご連絡先	電話: () FAX: ()

※ 配布資料作成上、できるだけ申し込みをお願いします。(当日参加も OK です)